

「長崎県消防団員応援優遇事業」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は長崎県内の消防団員及びその家族（以下「団員等」という。）に対するサービス等の提供、並びに店舗及び施設等（以下「応援の店」という。）に関し、必要な事項について定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業は、公益財団法人長崎県消防協会が長崎県及び長崎県内各市町と相互に協力し実施するものとする。

(応援の店に関する基本的な考え方等)

第3条 応援の店は、第1条の趣旨に賛同し、自主的にサービス等を提供するものとする。

2 この要領におけるサービス等とは、団員等が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等をはじめとした各種サービスのことをいう。

(登録)

第4条 応援の店に登録しようとする者は、長崎県消防団員応援の店登録申込書（様式第1号）を市町又は消防団を通じて公益財団法人長崎県消防協会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。ただし、次に掲げる者については、登録を行わないこととする。

- (1) 各種法令等に違反しているもの又はその恐れのあるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者が経営するもの
- (3) 宗教活動及び政治活動に関するもの
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が応援の店への登録が適当でないとするもの

(表示証の交付)

第5条 会長は、応援の店の登録を行ったときは、長崎県消防団員応援の店表示証（様式第2号）（以下「表示証」という。）を市町を通じて当該応援の店に交付するものとする。

(表示証の表示)

第6条 応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 表示証を交付された応援の店の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像その他の広告

(会員証の交付)

第7条 会長は、消防団員に対し所属する消防団を所管する市町を通じて、長崎県消防団員応援の店の会員であることを示す会員証(様式第3号)(以下「会員証」という。)を交付するものとする。

2 会員証の汚損・紛失等により再発行を希望する消防団員は、再交付申請書(様式第4号)を所属する消防団を所管する市町を通じて会長に提出することにより、再交付を受けることができる。

(会員証等の提示)

第8条 団員等は応援の店からサービス等の提供を受ける場合に、会員証又は、各市町消防団長が発行する消防団員証を提示しなければならない。また、応援の店は、会員証等を提示した者に対して、その身分等を証明する書類の提示を求めることができる。

(応援の店の公表)

第9条 会長は応援の店の名称等について、ホームページ「ながさきの消防団」等により公表するものとする。

(登録の取消し)

第10条 会長は、応援の店が事業を廃止したとき、又は第4条に定める登録要件を満たさなくなったとき、その他、応援の店としての登録が適当でないとき認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された応援の店は、速やかに表示証を会長へ返還しなければならない。

(協力又はサービス等の提供の停止・変更)

第11条 応援の店は、団員等に対するサービス等を停止又は変更することができる。この場合において、応援の店は長崎県消防団員応援の店登録内容変更・停止届(様式第5号)により会長にその旨を連絡しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この要領は、平成28年11月9日から施行する。

(様式第1号)

長崎県消防団員応援の店 登録申込書

申込年月日 平成 年 月 日

『長崎県消防団員応援優遇事業』実施要領を確認の上、申し込みます。

所在地			
店舗・施設等の名称			
代表者氏名			
担当者氏名			
電話番号			
FAX番号			
メールアドレス			
ホームページURL	【県のホームページからのリンクを希望する場合に記載】		
営業時間	時 分 ~ 時 分 (24時間表示)		
定休日			
消防団員へメッセージ をお願いします!			
	割引等の特典サービス内容	対象者	備考
県			
全国			

※上記内容については、ホームページ等に掲載して広く周知を図っていきます。

※申込書はメール・FAXでも提出できます。

※「全国消防団応援の店」としても登録してもよい場合は、全国の欄の割引等の特典サービス等の記入をお願いします。

宛先 : 公益財団法人長崎県消防協会

(〒850-8570 長崎市尾上町3番1号)

TEL 095-895-2146 (直通)

FAX 095-821-9202

メールアドレス matoi@pref.nagasaki.lg.jp

(様式第2号)

《表示証》

長崎県消防団員 応援の店
登録店舗
サービス内容
自由記載欄
【長崎県消防協会 095-895-2146】

(A4版)

(様式第4号)

長崎県消防団員応援の店の会員証再交付申請書

平成 年 月 日

標記のことについて下記理由により会員証を汚損・紛失したので、再交付を申請します。 (*1)

理由：(汚損・紛失月日を記載すること)

所属消防団名 _____

氏 名 _____

(*1) 汚損・紛失の該当を○で囲むこと。

(様式第5号)

長崎県消防団員応援の店登録内容変更・停止届

平成 年 月 日

届出者

所在地

登録店舗等の名称

氏名

(電話)

(電子メール)

1. 登録内容を以下のとおり変更したいので届け出ます。

- (1) 変更年月日 平成 年 月 日から
- (2) 変更する内容

項 目	変 更 後	変 更 前
店舗・施設等の名称		
所 在 地		
担 当 者 氏 名		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
メ ー ル ア ド レ ス		
ホ ー ム ペ ー ジ URL		
営 業 時 間		
定 休 日		
消防団員へメッセージ		
特典等のサービス内容		
対 象 者		
備 考		

※変更する項目のみ記入してください

2. 登録を停止したいので届け出ます。

- (1) 店舗等の名称
- (2) 所 在 地
- (3) 廃止年月日 平成 年 月 日から
- (4) 廃止する理由

※特別な理由がない限り、変更・廃止の1カ月前までに届け出てください。

問い合わせ先：公益財団法人長崎県消防協会

〒850-8570 長崎市江戸町2番13号

TEL 095-895-2146 (直通) FAX 095-821-9202

メールアドレス matoi@pref.nagasaki.lg.jp